

公布された条例のあらまし

◇職員の子育ち休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

子育ち休業、介護休業等子育ち又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。